

【訂正情報】

商品コード：110-2640

ISBN：9784820726401

改訂2版 経理・財務スキル検定（F A S S）テキスト&問題集

◎税制改正のため本書の記述に変更がございます。以下の通りご確認くださいませようお願いいたします。

【2020年2月25日現在】

刷	頁	変更箇所	変更前	変更後
↓ 本文				
1~3	p158	3 IFRS 7行目	現在、100カ国以上で採用されており、	現在、130カ国以上で採用されており、
1~3	p171	2 簡易課税 図表 ②第2種 該当事業の欄	<p>※以下の通り差替え</p> <p>小売業 農業、林業、漁業のうち、消費税の軽減税率が適用される飲食料品の譲渡に係る事業区分</p>	
1~3	p171	3 申告・納付手続き	<p>※以下の通り差替え</p> <p>消費税の申告書の提出・納付は、原則として、課税期間の末日の翌日から2カ月以内に行わなければなりません。ただし、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する事業年度から、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている会社で、消費税の確定申告書の延長をする旨の届出書を提出した場合は、1カ月延長することが出来ます。なお、直前の課税期間の消費税の年税額が48万円を超える場合は、中間申告の義務が生じます。</p>	
1~3	p173	例題②	<p>※以下の通り差替え</p> <p>課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れに係る消費税額の全額を控除することが出来るのは、以下の組み合わせのうちどれか</p> <p>[選択肢]</p> <p>(1) 課税期間中の課税売上高 1億円以下で、課税売上割合が 80%以上 (2) 課税期間中の課税売上高 5億円以上で、課税売上割合が 95%以下 (3) 課税期間中の課税売上高 5億円以下で、課税売上割合が 80%以上 (4) 課税期間中の課税売上高 5億円以下で、課税売上割合が 95%以上</p>	

【訂正情報】

商品コード：110-2640

ISBN：9784820726401

改訂2版 経理・財務スキル検定（F A S S）テキスト&問題集

刷	頁	変更箇所	変更前	変更後
↓ 本文				
1~3	p173	解説	<p>※以下の通り差替え</p> <p>課税売上割合とは、課税期間中の総売上に占める課税売上高の割合を言います。課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入れに係る消費税額を全額控除できるのは、課税期間中の課税売上高が5億円以下の事業者で、かつ、課税売上割合が95%以上の場合です。</p>	
1~3	p173	解答	(3)	(4)
1~3	p173	ワンポイント 申告期限の延長	※全文削除	

◎本書の記述において下記のような誤りがございました。訂正してお詫び申し上げます。

【2020年11月24日現在】

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1	p45	ワンポイント 枠内 棚卸消耗損 2行目	～判明しない場合は帳簿残高に合わせ、差額は費用処理することになります。	～判明しない場合は実地棚卸高に合わせ、差額は費用処理することになります。
1	p165	例題② 解説	(借方) 繰延税金資産 180万円	(借方) 繰延税金資産 150万円

【訂正情報】

商品コード：110-2640

ISBN：9784820726401

改訂2版 経理・財務スキル検定（F A S S）テキスト&問題集

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1~2	p179	下から2行目	5/31の確定申告30（第1期の所得100×30%=40）	5/31の確定申告30（第1期の所得100×30%=30）
1~2	p180	解説 下から1行目	6ヶ月以内に納めなければなりません。	6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に納めなければなりません。
1~3	p181	ワンポイント 申告期限の延長 5行目	中間申告のさいには、	中間申告の際には、
1~2	p209	4 救済措置 ②審査請求 1行目	課税庁が更正などの処分に	課税庁の更正などの処分に
1	p290	有効性割合	<p style="text-align: center;">※以下のとおり差し替え</p> $125\% \geq \frac{\text{デリバティブ取引の取引時から期末時までの時価の変動による利益または損失額}}{\text{ヘッジ対象のデリバティブ取引の取引時から期末時までの時価の変動による利益または損失額}} \geq 80\%$	
1~4	p299	例題1の選択肢（4）	A マイナス B プラス	A プラス B プラス